

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 7 7 号	三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例の制定について
人権推進課	<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号) <p>【趣 旨】</p> <p>全ての人が自分らしく生きることができる共生社会を実現するため、基本理念及び必要な施策を推進する基本的事項等を定めるに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 主な規定内容</p> <p>基本理念(第3条)、市の責務(第4条)、市民及び事業者等の役割(第5条)、基本方針の策定(第6条)、教育及び啓発の推進(第7条)、個別施策の推進(第8条)、相談体制の充実(第9条)、共に生きる地域社会づくり(第10条)、災害等非常時の対応(第11条)、推進体制の充実(第12条)</p> <p>(2) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正</p> <p>三田市人権共生社会推進委員会の規定を追加</p> <p>担当事務 人権施策の推進及び共生社会の実現に関する事項についての調査審議</p> <p>委員定数 15人以内</p> <p>任 期 2年</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和4年4月1日</p>